

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【四半期会計期間】 第109期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高崎 秀夫

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 京都(075)361局2211番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 岩橋 俊郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目3番14号
株式会社京都銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3281局6825番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 床本 敬三

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪支店
(大阪市中央区淡路町3丁目6番3号)

株式会社京都銀行 東京支店
(東京都中央区八重洲2丁目3番14号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------------------------------|-----|---|---|---|---|---|
| | | 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日) | 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日) | 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日) | 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日) | 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 65,934 | 66,148 | 60,920 | 129,564 | 124,328 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 14,794 | 21,563 | 18,230 | 26,737 | 35,153 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 8,309 | 11,978 | 10,354 | | |
| 連結当期純利益 | 百万円 | | | | 15,668 | 18,379 |
| 連結中間包括利益 | 百万円 | | 53,902 | 54,418 | | |
| 連結包括利益 | 百万円 | | | | | 34,186 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 426,123 | 429,950 | 391,531 | 485,706 | 447,806 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 6,869,728 | 7,146,595 | 7,266,063 | 7,115,290 | 7,285,838 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 1,108.78 | 1,117.19 | 1,011.76 | 1,266.31 | 1,163.07 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 22.70 | 31.69 | 27.40 | | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 42.13 | 48.63 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 20.56 | 29.63 | 25.61 | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 38.77 | 45.46 |
| 自己資本比率 | % | 6.09 | 5.90 | 5.26 | 6.72 | 6.03 |
| 連結自己資本比率 (国内基準) | % | 12.19 | 12.80 | 13.18 | 12.33 | 13.55 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 94,998 | 221,531 | 122,614 | 12,992 | 208,554 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 199,654 | 121,418 | 88,573 | 273,291 | 166,104 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 8,911 | 1,894 | 23,394 | 10,801 | 12,215 |
| 現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 | 百万円 | 379,100 | 319,775 | 286,856 | 221,570 | 276,221 |
| 従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員数] | 人 | 3,475 [427] | 3,573 [409] | 3,651 [414] | 3,393 [425] | 3,485 [414] |

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第107期中 | 第108期中 | 第109期中 | 第107期 | 第108期 |
|-----------------------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 決算年月 | | 平成21年9月 | 平成22年9月 | 平成23年9月 | 平成22年3月 | 平成23年3月 |
| 経常収益 | 百万円 | 61,606 | 62,098 | 57,076 | 121,166 | 116,150 |
| 経常利益 | 百万円 | 13,632 | 20,420 | 16,607 | 25,578 | 33,118 |
| 中間純利益 | 百万円 | 8,250 | 11,921 | 10,293 | | |
| 当期純利益 | 百万円 | | | | 15,588 | 18,273 |
| 資本金 | 百万円 | 42,103 | 42,103 | 42,103 | 42,103 | 42,103 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 379,203 | 379,203 | 379,203 | 379,203 | 379,203 |
| 純資産額 | 百万円 | 417,243 | 420,420 | 380,523 | 476,775 | 437,726 |
| 総資産額 | 百万円 | 6,858,284 | 7,135,759 | 7,253,313 | 7,104,140 | 7,274,549 |
| 預金残高 | 百万円 | 5,662,528 | 5,737,394 | 5,888,434 | 5,772,839 | 5,882,282 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 3,654,822 | 3,827,308 | 3,980,888 | 3,843,439 | 3,942,082 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 2,547,045 | 2,722,973 | 2,741,699 | 2,712,081 | 2,761,760 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 22.54 | 31.54 | 27.23 | | |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 41.91 | 48.35 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 20.41 | 29.49 | 25.46 | | |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 38.57 | 45.20 |
| 1株当たり配当額 | 円 | 5.00 | 5.00 | 6.00 | 10.00 | 10.00 |
| 自己資本比率 | % | 6.08 | 5.88 | 5.24 | 6.70 | 6.01 |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 11.90 | 12.48 | 12.82 | 12.04 | 13.22 |
| 従業員数 [外、嘱託及び臨時従業員の 平均雇用人員数] | 人 | 3,211 [381] | 3,302 [364] | 3,372 [372] | 3,127 [379] | 3,208 [369] |

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
4 平成21年9月及び平成22年9月の嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災直後の未曾有の混乱と大幅な落ち込みの中でスタートいたしました。自粛ムードの後退に伴う消費マインドの改善やサプライチェーンの早期復旧等を背景に、緩やかな持ち直しの基調へと転じました。そして、原発事故に伴う夏場の電力供給問題も、官民挙げての節電努力で乗り切るなど、震災克服へ向けた着実な歩みが徐々に進行いたしました。

ただ、期末にかけては、欧州の債務危機問題に端を発した超円高の定着や、欧米諸国のみならず新興国も含めた海外景気の減速懸念の拡大等を背景に、震災後の回復基調鈍化への警戒感が広がるなど、やや重苦しい空気が漂う中で期を終えることとなりました。

このような環境の中にあきまして、当行グループは経営の効率化と業績の向上に努めました結果、当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金の当第2四半期連結会計期間末残高につきましては、個人預金および法人預金が堅調に増加しましたことから前連結会計年度末比616億円増加し、6兆5,603億円となりました。

次に、貸出金の当第2四半期連結会計期間末残高につきましては、住宅ローンを中心に個人向け貸出は堅調な増加が続きましたことに加え、企業向け貸出も積極的な対応で安定した増加基調を確保しましたことから、前連結会計年度末比393億円増加し、3兆9,745億円となりました。

さらに、有価証券の当第2四半期連結会計期間末残高につきましては、市場の動向を十分注視しながら効率的な運用を行いました結果、前連結会計年度末比196億円減少し、2兆7,468億円となりました。また、このうち時価会計に伴う評価差額(含み益)は、株式相場の急落などから、前連結会計年度末比1,091億円の減少を余儀なくされましたが、当第2四半期連結会計期間末現在でなお1,114億円を確保しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末の総資産につきましては、前連結会計年度末比197億円減少し、7兆2,660億円となり、純資産はその他有価証券評価差額金の減少等により前連結会計年度末比562億円減少し、3,915億円となりました。また、当第2四半期連結会計期間末の株主資本につきましては、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比83億円増加し、3,168億円となりました。

次に、当第2四半期連結累計期間の損益状況につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金の減少等による資金運用収益の減少や国債等債券売却益の減少等により、前年同期比52億27百万円減少し、609億20百万円となりました。

また、当第2四半期連結累計期間の経常費用につきましては、預金利息を中心とした資金調達費用の減少や、貸倒引当金繰入額の減少等により、前年同期比18億94百万円減少し、426億89百万円となりました。

以上により、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前年同期比33億33百万円減少し、182億30百万円となり、中間純利益は、前年同期比16億23百万円減少し、103億54百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント別の業績につきましては、当行グループの中心である銀行業において、経常収益は前年同期比50億21百万円減少し、570億76百万円となり、セグメント利益は前年同期比38億13百万円減少し、166億7百万円となりました。

また、その他における当第2四半期連結累計期間の経常収益は前年同期比2億44百万円減少し、53億55百万円となり、セグメント利益は前年同期比4億83百万円増加し、16億34百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支につきましては、国内業務部門で前年同期比3億1,800万円減少し3億8,838万円、国際業務部門で前年同期比6億1,418万円減少し1億4,180万円、全体では前年同期比3億8,026万円減少し4億2,560万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収支につきましては、国内業務部門で前年同期比6億7,110万円減少し5億2,439万円、国際業務部門で前年同期比8億7,100万円増加し7億1,004万円、全体では前年同期比5億8,110万円減少し5億3,143万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のその他業務収支につきましては、国内業務部門で前年同期比1億5,310万円減少し1億9,239万円、国際業務部門で前年同期比9億2,100万円減少し6億2,110万円、全体では前年同期比1億4,620万円減少し2億5,050万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|-----------|--------------|---------|---------|---------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結累計期間 | 41,957 | 1,480 | 43,437 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 38,838 | 1,418 | 40,256 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 47,361 | 2,616 | 205 49,773 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 43,032 | 2,423 | 110 45,345 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結累計期間 | 5,404 | 1,136 | 205 6,335 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 4,193 | 1,004 | 110 5,088 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結累計期間 | 5,310 | 62 | 5,373 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 5,243 | 71 | 5,314 |
| うち役務取引等収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 8,163 | 132 | 8,296 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 8,239 | 132 | 8,371 |
| うち役務取引等費用 | 前第2四半期連結累計期間 | 2,852 | 70 | 2,923 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 2,996 | 60 | 3,057 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結累計期間 | 3,482 | 714 | 4,197 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 1,929 | 621 | 2,550 |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 6,012 | 726 | 6,739 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 4,686 | 676 | 5,363 |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結累計期間 | 2,530 | 11 | 2,542 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 2,757 | 54 | 2,812 |

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で前年同期比75百万円増加し82億39百万円、国際業務部門は前年同期とほぼ同水準の1億32百万円、全体で前年同期比75百万円増加し83億71百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用は、国内業務部門で前年同期比1億43百万円増加し29億96百万円、国際業務部門で前年同期比9百万円減少し60百万円、全体で前年同期比1億33百万円増加し30億57百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|---------------|--------------|---------|---------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結累計期間 | 8,163 | 132 | 8,296 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 8,239 | 132 | 8,371 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 1,526 | | 1,526 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 1,485 | | 1,485 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 2,262 | 127 | 2,389 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 2,222 | 125 | 2,348 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 101 | | 101 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 125 | | 125 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 170 | | 170 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 163 | | 163 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 271 | | 271 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 294 | | 294 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 757 | 1 | 758 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 794 | 0 | 795 |
| うち投資信託・保険販売業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 1,673 | | 1,673 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 1,631 | | 1,631 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結累計期間 | 2,852 | 70 | 2,923 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 2,996 | 60 | 3,057 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結累計期間 | 377 | 35 | 413 |
| | 当第2四半期連結累計期間 | 454 | 30 | 485 |

(注) 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内業務部門 | 国際業務部門 | 合計 |
|---------|--------------|-----------|---------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 前第2四半期連結会計期間 | 5,467,143 | 261,752 | 5,728,896 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 5,646,777 | 232,441 | 5,879,218 |
| うち流動性預金 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,674,916 | | 2,674,916 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,831,942 | | 2,831,942 |
| うち定期性預金 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,763,612 | | 2,763,612 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 2,784,328 | | 2,784,328 |
| うちその他 | 前第2四半期連結会計期間 | 28,614 | 261,752 | 290,367 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 30,505 | 232,441 | 262,947 |
| 譲渡性預金 | 前第2四半期連結会計期間 | 672,585 | | 672,585 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 681,095 | | 681,095 |
| 総合計 | 前第2四半期連結会計期間 | 6,139,728 | 261,752 | 6,401,481 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 6,327,873 | 232,441 | 6,560,314 |

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」は当行の国内店の円建取引、「国際業務部門」は当行の国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

| 業種別 | 前第2四半期連結会計期間 | | 当第2四半期連結会計期間 | |
|-----------------------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 国内 (除く特別国際金融取引勘定分) | 3,819,516 | 100.00 | 3,974,503 | 100.00 |
| 製造業 | 662,110 | 17.33 | 697,651 | 17.55 |
| 農業, 林業 | 3,082 | 0.08 | 2,921 | 0.08 |
| 漁業 | 47 | 0.00 | 33 | 0.00 |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 587 | 0.02 | 469 | 0.01 |
| 建設業 | 140,960 | 3.69 | 134,260 | 3.38 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 16,553 | 0.43 | 20,379 | 0.51 |
| 情報通信業 | 57,426 | 1.50 | 59,256 | 1.49 |
| 運輸業, 郵便業 | 84,775 | 2.22 | 98,879 | 2.49 |
| 卸売業, 小売業 | 461,459 | 12.08 | 468,668 | 11.79 |
| 金融業, 保険業 | 94,364 | 2.47 | 93,911 | 2.36 |
| 不動産業, 物品賃貸業 | 406,614 | 10.65 | 413,830 | 10.41 |
| 地方公共団体 | 278,532 | 7.29 | 301,431 | 7.59 |
| その他 | 1,612,999 | 42.24 | 1,682,807 | 42.34 |
| 特別国際金融取引勘定分 | | | | |
| 政府等 金融機関 その他 | | | | |
| 合計 | 3,819,516 | | 3,974,503 | |

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 業務粗利益 | 50,667 | 45,781 | 4,886 |
| 経費(除く臨時処理分) | 27,858 | 28,629 | 770 |
| 人件費 | 14,101 | 14,511 | 409 |
| 物件費 | 12,077 | 12,428 | 351 |
| 税金 | 1,679 | 1,689 | 9 |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 22,808 | 17,151 | 5,656 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 173 | 107 | 66 |
| 業務純益 | 22,981 | 17,258 | 5,722 |
| うち債券関係損益 | 3,521 | 2,063 | 1,458 |
| 臨時損益 | 2,560 | 651 | 1,909 |
| 株式等関係損益 | 126 | 923 | 797 |
| 不良債権処理額 | 2,679 | 557 | 2,122 |
| 貸出金償却 | 0 | 0 | 0 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 2,416 | 336 | 2,079 |
| 債権売却損 | 8 | | 8 |
| その他 | 254 | 221 | 33 |
| その他臨時損益 | 245 | 829 | 584 |
| 経常利益 | 20,420 | 16,607 | 3,813 |
| 特別損益 | 328 | 198 | 130 |
| うち固定資産処分損益 | 205 | 151 | 54 |
| うち減損損失 | | 47 | 47 |
| 税引前中間純利益 | 20,092 | 16,409 | 3,683 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,841 | 5,178 | 1,662 |
| 法人税等調整額 | 1,330 | 937 | 392 |
| 法人税等合計 | 8,171 | 6,115 | 2,055 |
| 中間純利益 | 11,921 | 10,293 | 1,628 |

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7 当中間会計期間の「その他臨時損益」には、「償却債権取立益」が含まれております。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| (1) 資金運用利回 | 1.53 | 1.32 | 0.21 |
| (イ) 貸出金利回 | 1.70 | 1.56 | 0.14 |
| (ロ) 有価証券利回 | 1.40 | 1.06 | 0.34 |
| (2) 資金調達原価 | 1.09 | 1.02 | 0.07 |
| (イ) 預金等利回 | 0.15 | 0.10 | 0.05 |
| (ロ) 外部負債利回 | 1.81 | 1.01 | 0.80 |
| (3) 総資金利鞘 | - | 0.30 | 0.14 |

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前) | 10.14 | 8.36 | 1.78 |
| 業務純益ベース | 10.22 | 8.41 | 1.81 |
| 中間純利益ベース | 5.30 | 5.02 | 0.28 |

(注) 1 分母となる株主資本平均残高は、(期首自己資本 + 期末自己資本) ÷ 2 により算出しております。

2 自己資本 = 純資産の部合計 - 新株予約権

3 評価・換算差額等合計を除いた株主資本合計平均残高を分母として算出した実質ROEは次の通りであります。

| | 前中間会計期間 (%) (A) | 当中間会計期間 (%) (B) | 増減 (%) (B) - (A) |
|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前) | 15.31 | 11.01 | 4.30 |
| 業務純益ベース | 15.43 | 11.08 | 4.35 |
| 中間純利益ベース | 8.00 | 6.60 | 1.40 |

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) (A) |
|---------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 預金(未残) | 5,737,394 | 5,888,434 | 151,040 |
| 預金(平残) | 5,584,338 | 5,803,934 | 219,596 |
| 貸出金(未残) | 3,827,308 | 3,980,888 | 153,579 |
| 貸出金(平残) | 3,736,970 | 3,848,010 | 111,039 |

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

| | 前中間会計期間 (百万円) (A) | 当中間会計期間 (百万円) (B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|-----|----------------------|----------------------|----------------------|
| 個人 | 3,655,649 | 3,798,715 | 143,066 |
| 法人等 | 2,081,745 | 2,089,719 | 7,973 |
| 合計 | 5,737,394 | 5,888,434 | 151,040 |

(注) 1 法人等とは法人、公金及び金融機関の合計であります。

2 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|----------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 消費者ローン残高 | 1,340,493 | 1,397,421 | 56,928 |
| 住宅ローン残高 | 1,317,448 | 1,375,223 | 57,774 |
| その他ローン残高 | 23,044 | 22,198 | 845 |

(4) 中小企業等貸出金

| | | 前中間会計期間 (A) | 当中間会計期間 (B) | 増減 (B) - (A) |
|--------------|-----|----------------|----------------|-----------------|
| 中小企業等貸出金残高 | 百万円 | 2,825,152 | 2,897,757 | 72,604 |
| 総貸出金残高 | 百万円 | 3,827,308 | 3,980,888 | 153,579 |
| 中小企業等貸出金比率 | / % | 73.81 | 72.79 | 1.02 |
| 中小企業等貸出先件数 | 件 | 185,703 | 188,151 | 2,448 |
| 総貸出先件数 | 件 | 186,372 | 188,834 | 2,462 |
| 中小企業等貸出先件数比率 | / % | 99.64 | 99.63 | 0.01 |

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

| 種類 | 前中間会計期間 | | 当中間会計期間 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 口数(件) | 金額(百万円) | 口数(件) | 金額(百万円) |
| 手形引受 | 22 | 65 | 17 | 58 |
| 信用状 | 234 | 1,244 | 259 | 1,677 |
| 保証 | 1,238 | 12,932 | 1,118 | 11,991 |
| 計 | 1,494 | 14,242 | 1,394 | 13,727 |

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成22年9月30日 | 平成23年9月30日 |
|---------------------------------|------------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 42,103 | 42,103 |
| | うち非累積的永久優先株 | | |
| | 新株式申込証拠金 | | |
| | 資本剰余金 | 30,301 | 30,301 |
| | 利益剰余金 | 232,728 | 245,661 |
| | 自己株式() | 1,205 | 1,235 |
| | 自己株式申込証拠金 | | |
| | 社外流出予定額() | 1,889 | 2,267 |
| | その他有価証券の評価差損() | | |
| | 為替換算調整勘定 | | |
| | 新株予約権 | 177 | 275 |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | 7,554 | 8,908 |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | | |
| | 営業権相当額() | | |
| | のれん相当額() | | |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額() | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | | |
| 計 (A) | 309,770 | 323,748 | |
| うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | | | |
| 補完的項目 (Tier2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 361 | 393 |
| | 一般貸倒引当金 | 18,597 | 18,322 |
| | 負債性資本調達手段等 | 73,471 | 61,981 |
| | うち永久劣後債務(注2) | | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 73,471 | 61,981 |
| | 計 | 92,430 | 80,697 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 92,430 | 80,697 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 203 | 202 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) (D) | 401,997 | 404,243 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 2,932,239 | 2,864,619 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 42,407 | 39,996 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 2,974,646 | 2,904,616 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F) | 164,612 | 160,702 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 13,168 | 12,856 |
| | 計(E) + (F) (H) | 3,139,258 | 3,065,318 |
| 連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%) | | 12.80 | 13.18 |
| (参考)Tier1比率 = A / H × 100(%) | | 9.86 | 10.56 |

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 項目 | | 平成22年 9 月30日 | 平成23年 9 月30日 |
|---------------------------------|------------------------------------|--------------|--------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 (Tier1) | 資本金 | 42,103 | 42,103 |
| | うち非累積的永久優先株 | | |
| | 新株式申込証拠金 | | |
| | 資本準備金 | 30,301 | 30,301 |
| | その他資本剰余金 | | |
| | 利益準備金 | 17,456 | 17,456 |
| | その他利益剰余金 | 213,324 | 226,147 |
| | その他 | | |
| | 自己株式() | 1,205 | 1,235 |
| | 自己株式申込証拠金 | | |
| | 社外流出予定額() | 1,889 | 2,267 |
| | その他有価証券の評価差損() | | |
| | 新株予約権 | 177 | 275 |
| | 営業権相当額() | | |
| | のれん相当額() | | |
| | 企業結合により計上される無形固定資産相当額() | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() | | |
| | 計 (A) | 300,268 | 312,782 |
| | うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | | |
| うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | | | |
| 補完的項目 (Tier2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 361 | 393 |
| | 一般貸倒引当金 | 16,010 | 15,847 |
| | 負債性資本調達手段等 | 73,471 | 61,981 |
| | うち永久劣後債務(注2) | | |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 73,471 | 61,981 |
| | 計 | 89,843 | 78,221 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 89,843 | 78,221 | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) (C) | 203 | 202 |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) (D) | 389,907 | 390,801 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 2,922,587 | 2,853,882 |
| | オフ・バランス取引等項目 | 42,407 | 39,996 |
| | 信用リスク・アセットの額 (E) | 2,964,994 | 2,893,879 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F) | 157,381 | 153,356 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) | 12,590 | 12,268 |
| | 計(E) + (F) (H) | 3,122,375 | 3,047,236 |
| 単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%) | | 12.48 | 12.82 |
| (参考)Tier1比率 = A / H × 100(%) | | 9.61 | 10.26 |

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

| 債権の区分 | 平成22年9月30日 | 平成23年9月30日 |
|-------------------|------------|------------|
| | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 21,992 | 22,426 |
| 危険債権 | 139,722 | 118,661 |
| 要管理債権 | 8,224 | 12,050 |
| 正常債権 | 3,708,071 | 3,870,492 |

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期連結会計期間末比329億円減少し、2,868億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動により得られた資金は、前年同期比989億円減少し、1,226億円となりました。

これは、主として譲渡性預金の増加額の減少や貸出金の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動により支出した資金は、前年同期比328億円減少し、885億円となりました。

これは、主として有価証券の売却による収入の増加等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動により支出した資金は、前年同期比215億円増加し、233億円となりました。

これは、主として劣後特約付借入金の返済による支出によるものであります。

(3) 対処すべき課題

わが国経済は、東日本大震災に伴う大幅な落ち込みから持ち直しの動きが続いておりますが、歴史的な円高の進行や株価の低迷、欧州の信用懸念、世界経済の減速などの不安材料を抱えており、先行き不透明感が広がりつつあります。

こうしたなか、当行は中小企業等に対するコンサルティング機能を発揮して、地域経済の活性化に貢献するなど、地域金融機関としての役割を果たし、地域密着型金融や金融円滑化のより一層の推進に努めてまいります。

一方、今後の金融機関を取り巻く環境は、人口や事業所数の減少、デフレの長期化とそれに伴う資金需要の低迷などにより、マーケットはますます縮小し、競争が一段と激化することが予想されます。

当行は平成23年4月よりスタートした中期経営計画「パワーアップ～躍進と躍動～」(期間3年)で掲げた施策に取り組むことで、厳しい競争に勝ち抜く「力」をつけ、いかなる環境変化に対しても揺るがない経営基盤を構築し、経営ビジョンに掲げる『すべての地域でNo.1の競争力を持つ「広域型地方銀行」』を目指してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 1,000,000,000 |
| 計 | 1,000,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|----------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 普通株式 | 379,203,441 | 379,203,441 | 大阪証券取引所 市場第1部 東京証券取引所 市場第1部 | (注) 1, 2 |
| 計 | 379,203,441 | 379,203,441 | | |

(注) 1 単元株式数は1,000株であります。

2 提出日現在の発行数には、平成23年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 平成23年6月29日 |
| 新株予約権の数(個) | 1,498(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注2) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 149,800(注3) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年8月2日～平成53年8月1日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 679 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

3 新株予約権の目的となる株式の数

当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができる。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利行使期間の満了日から1年に満たなくなった日以降は、他の行使条件に従い、一括して新株予約権を行使できるものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注3）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記「新株予約権の行使期間」に定める期間中といえども、新株予約権者が次の事項に該当した場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって新株予約権を無償で取得することができる。

- ア．新株予約権者が前記（注4）の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合
- イ．当行が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- ウ．当行が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当行の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当行の取締役会）において決議された場合
- エ．吸収分割、新設分割に関する議案が当行の株主総会において決議され、これにより新株予約権を無償で取得することが妥当であると当行の取締役会が認めた場合

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成23年7月1日～ 平成23年9月30日 | | 379,203 | | 42,103,734 | | 30,301,718 |

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|--|---------------|------------------------------------|
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT.UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 17,161 | 4.52 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 | 16,589 | 4.37 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 15,964 | 4.20 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 | 14,098 | 3.71 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 | 10,001 | 2.63 |
| 株式会社損害保険ジャパン | 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号 | 8,912 | 2.35 |
| 京セラ株式会社 | 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地 | 7,980 | 2.10 |
| グンゼ株式会社 | 京都府綾部市青野町膳所1番地 | 7,958 | 2.09 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 | 7,500 | 1.97 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 7,388 | 1.94 |
| 計 | | 113,554 | 29.94 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|------------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 1,339,000 | | 単元株式数1,000株 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 375,488,000 | 375,488 | 単元株式数1,000株 |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,376,441 | | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 379,203,441 | | |
| 総株主の議決権 | | 375,488 | |

(注) 「単元未満株式数」の欄には、当行所有の自己株式193株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社京都銀行 | 京都市下京区烏丸通松原 上る薬師前町700番地 | 1,339,000 | | 1,339,000 | 0.35 |
| 計 | | 1,339,000 | | 1,339,000 | 0.35 |

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 277,423 | 287,812 |
| コールローン及び買入手形 | 202,666 | 155,113 |
| 買現先勘定 | 7 2,099 | 7 2,399 |
| 買入金銭債権 | 9,953 | 8,816 |
| 商品有価証券 | 298 | 223 |
| 金銭の信託 | 1,965 | 1,938 |
| 有価証券 | 1, 7, 14 2,766,484 | 1, 7, 14 2,746,801 |
| 貸出金 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 3,935,192 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 3,974,503 |
| 外国為替 | 6 2,576 | 6 2,067 |
| リース債権及びリース投資資産 | 8,058 | 8,016 |
| その他資産 | 7 33,121 | 7 28,424 |
| 有形固定資産 | 9, 10 76,067 | 9, 10 76,842 |
| 無形固定資産 | 2,437 | 2,351 |
| 繰延税金資産 | 3,165 | 3,011 |
| 支払承諾見返 | 11,942 | 13,727 |
| 貸倒引当金 | 47,614 | 45,985 |
| 資産の部合計 | 7,285,838 | 7,266,063 |
| 負債の部 | | |
| 預金 | 7 5,873,046 | 7 5,879,218 |
| 譲渡性預金 | 625,640 | 681,095 |
| コールマネー及び売渡手形 | 13,387 | 10,513 |
| 売現先勘定 | 7 2,099 | 7 2,399 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 7 37,481 | 7 38,217 |
| 借入金 | 7, 11 79,505 | 7, 11 79,047 |
| 外国為替 | 213 | 185 |
| 社債 | 12 15,000 | 12 15,000 |
| 新株予約権付社債 | 13 29,953 | 13 29,953 |
| その他負債 | 68,184 | 86,773 |
| 退職給付引当金 | 22,984 | 23,376 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 221 | 221 |
| 偶発損失引当金 | 997 | 971 |
| 繰延税金負債 | 57,065 | 13,475 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 9 307 | 9 355 |
| 支払承諾 | 11,942 | 13,727 |
| 負債の部合計 | 6,838,031 | 6,874,532 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 42,103 | 42,103 |
| 資本剰余金 | 30,301 | 30,301 |
| 利益剰余金 | 237,267 | 245,661 |
| 自己株式 | 1,225 | 1,235 |
| 株主資本合計 | 308,446 | 316,832 |
| その他有価証券評価差額金 | 131,540 | 66,487 |
| 繰延ヘッジ損益 | 935 | 1,529 |
| 土地再評価差額金 | 9,448 | 9,518 |
| その他の包括利益累計額合計 | 131,053 | 65,477 |
| 新株予約権 | 227 | 275 |
| 少数株主持分 | 8,078 | 8,946 |
| 純資産の部合計 | 447,806 | 391,531 |
| 負債及び純資産の部合計 | 7,285,838 | 7,266,063 |

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|---------------------|--|--|
| 経常収益 | 66,148 | 60,920 |
| 資金運用収益 | 49,773 | 45,345 |
| (うち貸出金利息) | 31,954 | 30,178 |
| (うち有価証券利息配当金) | 17,167 | 14,560 |
| 役務取引等収益 | 8,296 | 8,371 |
| その他業務収益 | 6,739 | 5,363 |
| その他経常収益 | 1,339 | 1,839 |
| 経常費用 | 44,584 | 42,689 |
| 資金調達費用 | 6,337 | 5,089 |
| (うち預金利息) | 4,351 | 3,136 |
| 役務取引等費用 | 2,923 | 3,057 |
| その他業務費用 | 2,542 | 2,812 |
| 営業経費 | 28,647 | 29,410 |
| その他経常費用 | 4,134 | 2,319 |
| 経常利益 | 21,563 | 18,230 |
| 特別利益 | 14 | 0 |
| 固定資産処分益 | 0 | 0 |
| 償却債権取立益 | 14 | - |
| 特別損失 | 331 | 199 |
| 固定資産処分損 | 207 | 152 |
| 減損損失 | - | 47 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 123 | - |
| 税金等調整前中間純利益 | 21,246 | 18,030 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,286 | 5,694 |
| 法人税等調整額 | 1,361 | 1,097 |
| 法人税等合計 | 8,647 | 6,792 |
| 少数株主損益調整前中間純利益 | 12,598 | 11,238 |
| 少数株主利益 | 620 | 884 |
| 中間純利益 | 11,978 | 10,354 |

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|----------------|---|---|
| 少数株主損益調整前中間純利益 | 12,598 | 11,238 |
| その他の包括利益 | 66,501 | 65,657 |
| その他有価証券評価差額金 | 66,066 | 65,063 |
| 繰延ヘッジ損益 | 434 | 593 |
| 中間包括利益 | 53,902 | 54,418 |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 54,456 | 55,292 |
| 少数株主に係る中間包括利益 | 554 | 873 |

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 42,103 | 42,103 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - |
| 当中間期末残高 | 42,103 | 42,103 |
| 資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 30,301 | 30,301 |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 0 | - |
| 当中間期末残高 | 30,301 | 30,301 |
| 利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 222,640 | 237,267 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 中間純利益 | 11,978 | 10,354 |
| 自己株式の処分 | 1 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | 10,087 | 8,394 |
| 当中間期末残高 | 232,728 | 245,661 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 1,222 | 1,225 |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 5 | 11 |
| 自己株式の処分 | 21 | 2 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 9 |
| 当中間期末残高 | 1,205 | 1,235 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 293,823 | 308,446 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 中間純利益 | 11,978 | 10,354 |
| 自己株式の取得 | 5 | 11 |
| 自己株式の処分 | 20 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | 10,103 | 8,385 |
| 当中間期末残高 | 303,927 | 316,832 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|---------------------------|--|--|
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 185,193 | 131,540 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 65,999 | 65,053 |
| 当中間期変動額合計 | 65,999 | 65,053 |
| 当中間期末残高 | 119,194 | 66,487 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 969 | 935 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 434 | 593 |
| 当中間期変動額合計 | 434 | 593 |
| 当中間期末残高 | 1,404 | 1,529 |
| 土地再評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 476 | 448 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | - | 69 |
| 当中間期末残高 | 476 | 518 |
| その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 184,700 | 131,053 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 66,434 | 65,576 |
| 当中間期変動額合計 | 66,434 | 65,576 |
| 当中間期末残高 | 118,265 | 65,477 |
| 新株予約権 | | |
| 当期首残高 | 151 | 227 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 26 | 48 |
| 当中間期変動額合計 | 26 | 48 |
| 当中間期末残高 | 177 | 275 |
| 少数株主持分 | | |
| 当期首残高 | 7,030 | 8,078 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 548 | 867 |
| 当中間期変動額合計 | 548 | 867 |
| 当中間期末残高 | 7,579 | 8,946 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|-----------------------|---|---|
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 485,706 | 447,806 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 中間純利益 | 11,978 | 10,354 |
| 自己株式の取得 | 5 | 11 |
| 自己株式の処分 | 20 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 65,859 | 64,660 |
| 当中間期変動額合計 | 55,755 | 56,275 |
| 当中間期末残高 | 429,950 | 391,531 |

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 21,246 | 18,030 |
| 減価償却費 | 2,395 | 2,490 |
| 減損損失 | - | 47 |
| 貸倒引当金の増減() | 432 | 1,628 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 29 | 392 |
| 偶発損失引当金の増減額(は減少) | 16 | 26 |
| 資金運用収益 | 49,773 | 45,345 |
| 資金調達費用 | 6,337 | 5,089 |
| 有価証券関係損益() | 3,395 | 1,127 |
| 金銭の信託の運用損益(は運用益) | 1 | 26 |
| 為替差損益(は益) | 18,221 | 14,791 |
| 固定資産処分損益(は益) | 178 | 140 |
| 商品有価証券の純増()減 | 127 | 75 |
| 貸出金の純増()減 | 15,234 | 39,311 |
| 預金の純増減() | 36,397 | 6,172 |
| 譲渡性預金の純増減() | 138,268 | 55,454 |
| 借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減() | 64 | 21,041 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 | 132 | 246 |
| コールローン等の純増()減 | 62,734 | 48,390 |
| コールマネー等の純増減() | 10,984 | 2,574 |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減() | 15,218 | 736 |
| 外国為替(資産)の純増()減 | 1,174 | 509 |
| 外国為替(負債)の純増減() | 6 | 27 |
| リース債権及びリース投資資産の純増()減 | 1,004 | 41 |
| 資金運用による収入 | 52,913 | 48,296 |
| 資金調達による支出 | 7,242 | 5,873 |
| その他 | 1,156 | 1,512 |
| 小計 | 228,897 | 127,572 |
| 法人税等の支払額 | 7,365 | 4,958 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 221,531 | 122,614 |

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | 863,110 | 1,428,503 |
| 有価証券の売却による収入 | 515,786 | 1,142,631 |
| 有価証券の償還による収入 | 229,787 | 200,593 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 3,322 | 2,878 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 560 | 416 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 121,418 | 88,573 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | - | 21,500 |
| 配当金の支払額 | 1,889 | 1,889 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 5 | 5 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,894 | 23,394 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 13 | 10 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 98,204 | 10,635 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 221,570 | 276,221 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 319,775 | 286,856 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

| |
|---|
| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
| (1) 連結子会社 7社 烏丸商事株式会社 京銀ビジネスサービス株式会社 京都信用保証サービス株式会社 京銀リース・キャピタル株式会社 京都クレジットサービス株式会社 京銀カードサービス株式会社 株式会社京都総合経済研究所 (2) 非連結子会社 4社 主要な会社名 京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 |

2 持分法の適用に関する事項

| |
|--|
| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
| (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社は該当ありません。 (2) 持分法非適用の非連結子会社 4社 主要な会社名 京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (3) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。 |

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

| |
|---|
| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
| 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社 |

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計処理基準に関する事項

| |
|--|
| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
| (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 |
| (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 |

| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---|
| <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> |
| <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：5年～50年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> |
| <p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 また、当中間連結会計期間より、貸出条件緩和債権等を有する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についても、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ3,125百万円減少しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> |
| <p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p> |
| <p>(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> |
| <p>(8) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p> |

| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---|
| <p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。</p> |
| <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日 前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> |
| <p>(11)重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付け ける方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっ ております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証に より有効性の評価をしております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外 貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為 替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象 である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによ りヘッジの有効性を評価しております。 連結子会社については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。</p> |
| <p>(12)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現 金及び日本銀行への預け金であります。</p> |
| <p>(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

【追加情報】

| 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|--|
| <p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月 4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月 4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連 結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については 遡及処理を行っておりません。</p> |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|-----------|-------|----------|-------------|-----------|-----|-----------|----|-----------|-------|----------|--|------|-----------|-------|----------|-----|-----------|-------------|-----------|----|-----------|-------|----------|
| <p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金647百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,192百万円、延滞債権額は140,245百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は35百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,527百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は159,001百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は33,987百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">63,278百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,099百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">37,481百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">21,100百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">15,946百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,099百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券318,974百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,623百万円であります。</p> | 有価証券 | 63,278百万円 | 買現先勘定 | 2,099百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 37,481百万円 | 借入金 | 21,100百万円 | 預金 | 15,946百万円 | 売現先勘定 | 2,099百万円 | <p>1 有価証券には、非連結子会社の出資金605百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,709百万円、延滞債権額は132,240百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は27百万円あります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,031百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は155,008百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,045百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">85,426百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,399百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">42,180百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">38,217百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">11,589百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,399百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券322,467百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は1,573百万円あります。</p> | 有価証券 | 85,426百万円 | 買現先勘定 | 2,399百万円 | 借入金 | 42,180百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 38,217百万円 | 預金 | 11,589百万円 | 売現先勘定 | 2,399百万円 |
| 有価証券 | 63,278百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 買現先勘定 | 2,099百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 37,481百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 21,100百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 15,946百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 2,099百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 85,426百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 買現先勘定 | 2,399百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 42,180百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 38,217百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 11,589百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 2,399百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|--|---|
| <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,141,588百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,100,206百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 67,696百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金56,500百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>13 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は28,178百万円であります。</p> | <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,151,932百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,113,999百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 68,686百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> <p>13 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。</p> <p>14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は25,035百万円であります。</p> |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|--|--|
| 1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,605百万円及び株式等償却162百万円を含んでおります。 | 1 その他経常費用には、株式等償却869百万円及び貸倒引当金繰入額116百万円を含んでおります。 |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 379,203 | | | 379,203 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1,315 | 7 | 23 | 1,299 | (注) |

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当中間連結 会計期間末 残高 (百万円) | 摘要 |
|----|---------------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当中間連結会計期間 増加 | 当中間連結 会計期間 減少 | | |
| 当行 | ストック・ オプション としての 新株予約権 | | | | | 177 | |

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|
| 平成22年 6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,889 | 5.00 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月30日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|--------------|-----------------|-------------|-------------|
| 平成22年11月12日 取締役会 | 普通株式 | 1,889 | その他利益 剰余金 | 5.00 | 平成22年 9月30日 | 平成22年12月10日 |

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
|-------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 379,203 | | | 379,203 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1,325 | 15 | 2 | 1,339 | (注) |

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当中間連結 会計期間末 残高 (百万円) | 摘要 |
|----|---------------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当中間連結会計期間 増加 | 当中間連結会計期間 減少 | | |
| 当行 | ストック・ オプション としての 新株予約権 | | | | | 275 | |

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,889 | 5.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|--------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年11月11日 取締役会 | 普通株式 | 2,267 | その他利益 剰余金 | 6.00 | 平成23年9月30日 | 平成23年12月9日 |

(注) 1株当たり配当額のうち、1円は創立70周年記念配当であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---|---|
| 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在 | 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年9月30日現在 |
| 現金預け金勘定 320,773百万円 | 現金預け金勘定 287,812百万円 |
| 預け金(日銀預け金を除く) 998百万円 | 預け金(日銀預け金を除く) 955百万円 |
| 現金及び現金同等物 319,775百万円 | 現金及び現金同等物 286,856百万円 |

(リース取引関係)

借手側

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

該当ありません。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

該当ありません。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 年度末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|----------|
| 有形固定資産 | 5 | 3 | | 1 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 合計 | 5 | 3 | | 1 |

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 中間連結会計期間末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|----------------|
| 有形固定資産 | 4 | 3 | | 1 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 合計 | 4 | 3 | | 1 |

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|-----|-------------------------|---------------------------|
| 1年内 | 0 | 0 |
| 1年超 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 1 |

リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|---------------|--|--|
| 支払リース料 | 0 | 0 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | | |
| 減価償却費相当額 | 0 | 0 |
| 支払利息相当額 | 0 | 0 |
| 減損損失 | | |

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|-----|-------------------------|---------------------------|
| 1年内 | 77 | 92 |
| 1年超 | 518 | 959 |
| 合計 | 595 | 1,051 |

貸手側

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|----------|-------------------------|---------------------------|
| リース料債権部分 | 9,112 | 8,425 |
| 見積残存価額部分 | | |
| 受取利息相当額 | 1,170 | 1,040 |
| 合計 | 7,941 | 7,385 |

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日内訳

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

| | リース債権 | リース投資資産に係る リース料債権部分 |
|---------|-------|------------------------|
| 1年以内 | 44 | 3,076 |
| 1年超2年以内 | 44 | 2,543 |
| 2年超3年以内 | 25 | 1,783 |
| 3年超4年以内 | 4 | 1,002 |
| 4年超5年以内 | 2 | 466 |
| 5年超 | | 238 |
| 合計 | 121 | 9,112 |

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

| | リース債権 | リース投資資産に係る リース料債権部分 |
|---------|-------|------------------------|
| 1年以内 | 308 | 2,930 |
| 1年超2年以内 | 116 | 2,398 |
| 2年超3年以内 | 79 | 1,614 |
| 3年超4年以内 | 76 | 896 |
| 4年超5年以内 | 72 | 364 |
| 5年超 | 0 | 221 |
| 合計 | 654 | 8,425 |

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|-----|-------------------------|---------------------------|
| 1年内 | 50 | 47 |
| 1年超 | 18 | 21 |
| 合計 | 68 | 68 |

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| (1)現金預け金 | 277,423 | 277,423 | |
| (2)コールローン及び買入手形 | 202,666 | 202,666 | |
| (3)有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 3,613 | 3,623 | 10 |
| その他有価証券 | 2,757,109 | 2,757,109 | |
| (4)貸出金 | 3,935,192 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 45,188 | | |
| | 3,890,003 | 3,926,281 | 36,278 |
| 資産計 | 7,130,815 | 7,167,104 | 36,288 |
| (1)預金 | 5,873,046 | 5,877,711 | 4,664 |
| (2)譲渡性預金 | 625,640 | 625,691 | 50 |
| (3)借入金 | 79,505 | 80,693 | 1,188 |
| 負債計 | 6,578,193 | 6,584,096 | 5,903 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 762 | 762 | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 891 | 891 | |
| デリバティブ取引計 | 1,654 | 1,654 | |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式(*1)(*2) | 4,113 |
| 非上場その他の証券(*3) | 1,648 |
| 合 計 | 5,761 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について37百万円減損処理を行っております。

(*3) 非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

| | 中間連結貸借 対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------------|-----------|--------|
| (1)現金預け金 | 287,812 | 287,812 | |
| (2)コールローン及び買入手形 | 155,113 | 155,113 | |
| (3)有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 4,012 | 4,025 | 13 |
| 其他有価証券 | 2,737,120 | 2,737,120 | |
| (4)貸出金 | 3,974,503 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 43,479 | | |
| | 3,931,023 | 3,970,767 | 39,743 |
| 資産計 | 7,115,082 | 7,154,839 | 39,756 |
| (1)預金 | 5,879,218 | 5,883,524 | 4,305 |
| (2)譲渡性預金 | 681,095 | 681,102 | 6 |
| (3)借入金 | 79,047 | 80,733 | 1,685 |
| 負債計 | 6,639,361 | 6,645,359 | 5,997 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 1,217 | 1,217 | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 1,569 | 1,569 | |
| デリバティブ取引計 | 2,787 | 2,787 | |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載してあります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 中間連結貸借対照表計上額 |
|---------------|--------------|
| 非上場株式(*1)(*2) | 4,070 |
| 非上場その他の証券(*3) | 1,597 |
| 合 計 | 5,668 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について40百万円減損処理を行っております。

(*3) 非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------|-------|---------------------|-------------|-------------|
| 時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの | 国債 | 2,709 | 2,724 | 14 |
| | 地方債 | | | |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | 外国債券 | | | |
| | その他 | | | |
| | 小計 | 2,709 | 2,724 | 14 |
| 時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの | 国債 | 904 | 899 | 4 |
| | 地方債 | | | |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | 外国債券 | | | |
| | その他 | | | |
| | 小計 | 904 | 899 | 4 |
| 合計 | 3,613 | 3,623 | 10 | |

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------------|-----------|---------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの | 株式 | 381,087 | 150,590 | 230,496 |
| | 債券 | 1,191,780 | 1,181,176 | 10,604 |
| | 国債 | 505,720 | 502,344 | 3,376 |
| | 地方債 | 104,877 | 103,603 | 1,273 |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | 581,182 | 575,229 | 5,953 |
| | その他 | 154,225 | 151,734 | 2,490 |
| | 外国債券 | 140,373 | 138,497 | 1,876 |
| | その他 | 13,851 | 13,237 | 614 |
| | 小計 | 1,727,093 | 1,483,501 | 243,592 |
| 連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の | 株式 | 22,874 | 29,843 | 6,968 |
| | 債券 | 838,068 | 845,230 | 7,162 |
| | 国債 | 589,317 | 594,365 | 5,047 |
| | 地方債 | 70,078 | 70,353 | 275 |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | 178,672 | 180,511 | 1,839 |
| | その他 | 169,073 | 177,947 | 8,874 |
| | 外国債券 | 131,387 | 133,174 | 1,787 |
| | その他 | 37,685 | 44,772 | 7,087 |
| | 小計 | 1,030,016 | 1,053,021 | 23,005 |
| 合計 | 2,757,109 | 2,536,522 | 220,586 | |

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、271百万円(うち、株式114百万円、社債7百万円、その他の証券148百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べ下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べ30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等 |

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------------|-------|-----------------------|-------------|-------------|
| 時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの | 国債 | 2,909 | 2,924 | 14 |
| | 地方債 | | | |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | 外国債券 | | | |
| | その他 | | | |
| | 小計 | 2,909 | 2,924 | 14 |
| 時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの | 国債 | 1,103 | 1,101 | 1 |
| | 地方債 | | | |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | | | |
| | その他 | | | |
| | 外国債券 | | | |
| | その他 | | | |
| | 小計 | 1,103 | 1,101 | 1 |
| 合計 | 4,012 | 4,025 | 13 | |

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------------------------|-----------|-----------------------|---------------|-------------|
| 中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの | 株式 | 253,406 | 138,312 | 115,093 |
| | 債券 | 1,872,840 | 1,855,815 | 17,025 |
| | 国債 | 913,831 | 906,387 | 7,443 |
| | 地方債 | 237,769 | 234,813 | 2,956 |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | 721,238 | 714,614 | 6,624 |
| | その他 | 146,018 | 143,508 | 2,509 |
| | 外国債券 | 135,471 | 133,248 | 2,223 |
| | その他 | 10,547 | 10,260 | 286 |
| | 小計 | 2,272,265 | 2,137,636 | 134,628 |
| 中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えないもの | 株式 | 31,810 | 41,034 | 9,223 |
| | 債券 | 330,044 | 332,469 | 2,424 |
| | 国債 | 228,894 | 230,083 | 1,189 |
| | 地方債 | 19,759 | 19,828 | 69 |
| | 短期社債 | | | |
| | 社債 | 81,390 | 82,556 | 1,165 |
| | その他 | 102,999 | 114,536 | 11,536 |
| | 外国債券 | 67,470 | 68,534 | 1,063 |
| | その他 | 35,528 | 46,001 | 10,472 |
| | 小計 | 464,854 | 488,039 | 23,184 |
| 合計 | 2,737,120 | 2,625,676 | 111,444 | |

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、847百万円（うち、株式829百万円、社債18百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

| | |
|-----------------|--|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べ下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べ30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等 |

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 220,586 |
| その他有価証券 | 220,586 |
| その他の金銭の信託 | |
| ()繰延税金負債 | 88,996 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 131,590 |
| ()少数株主持分相当額 | 49 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 131,540 |

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 111,444 |
| その他有価証券 | 111,444 |
| その他の金銭の信託 | |
| ()繰延税金負債 | 44,917 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 66,526 |
| ()少数株主持分相当額 | 38 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | |
| その他有価証券評価差額金 | 66,487 |

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-----------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利オプション | | | | |
| 店頭 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 41,939 | 36,455 | 691 | 691 |
| | 受取変動・支払固定 | 41,939 | 36,455 | 345 | 345 |
| | 受取変動・支払変動 | | | | |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 売建 | 1,584 | 1,226 | 2 | 66 | |
| 買建 | 1,584 | 1,226 | 2 | 39 | |
| | 合計 | | | 346 | 373 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年 超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-------------|---------|-----------|------------------------|---------|-----------|
| 金融商品 取引所 | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨オプション | | | | |
| 店頭 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 40,563 | 11,392 | 2,526 | 2,526 |
| | 買建 | 35,513 | 10,856 | 2,111 | 2,111 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 33,853 | 21,363 | 3,773 | 543 |
| 買建 | 33,853 | 21,363 | 3,775 | 1,182 | |
| その他 | | | | | |
| 売建 | | | | | |
| 買建 | | | | | |
| | 合計 | | | 416 | 1,053 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|-----------------|------------------------|---|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 金利スワップ | 貸出金、その他 有価証券 (債券)、預金 等の有利息 の金融資産 ・負債 | 72,635 | 72,635 | 1,518 |
| | 受取固定・支払変動 | | | | |
| | 受取変動・支払固定 | | | | |
| | 金利先物 | | | | |
| | 金利オプション | | | | |
| その他 | | | | | |
| 金利スワップ の特例処理 | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 | | | | |
| | 合計 | | | | 1,518 |

(注) 1 ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|----------------|--------|---------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 通貨スワップ | 外貨建の有 価証券等 | 40,314 | 7,684 | 2,410 |
| | 為替予約 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 為替予約等 の振当処理 | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 合計 | | | | 2,410 |

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-----------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利オプション | | | | |
| 店頭 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 42,775 | 38,691 | 733 | 733 |
| | 受取変動・支払固定 | 42,775 | 38,691 | 383 | 383 |
| | 受取変動・支払変動 | | | | |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 売建 | 1,315 | 1,215 | 0 | 52 | |
| 買建 | 1,315 | 1,215 | 0 | 29 | |
| | 合計 | | | 349 | 372 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち1年超のもの(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|--------------------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨オプション | | | | |
| 店頭 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 29,505 | 9,037 | 3,750 | 3,750 |
| | 買建 | 25,028 | 8,593 | 2,882 | 2,882 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 28,409 | 16,490 | 3,817 | 968 |
| 買建 | 28,409 | 16,490 | 3,817 | 1,530 | |
| その他 | | | | | |
| 売建 | | | | | |
| 買建 | | | | | |
| | 合計 | | | 867 | 1,428 |

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|-------------|-----------|---|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 金利スワップ | 貸出金、その 他有価証券 (債券)、預金 等の有利息 の金融資産 ・負債 | 82,221 | 82,221 | 2,536 |
| | 受取固定・支払変動 | | | | |
| | 受取変動・支払固定 | | | | |
| | 金利先物 | | | | |
| | 金利オプション | | | | |
| その他 | | | | | |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | | | | |
| | 受取変動・支払固定 | | | | |
| | 合計 | | | | 2,536 |

(注) 1 ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|----------------|--------|---------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 通貨スワップ | 外貨建の有 価証券等 | 33,074 | 3,832 | 4,105 |
| | 為替予約 | | | | |
| | その他 | | | | |
| 為替予約等の 振当処理 | 通貨スワップ | | | | |
| | 為替予約 | | | | |
| | 合計 | | | | 4,105 |

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 47百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成22年ストック・オプション |
|-----------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役12名、当行の執行役員 7名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 | 普通株式 143,700株 |
| 付与日 | 平成22年 7月29日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 平成22年 7月30日から平成52年 7月29日まで |
| 権利行使価格 | 1株あたり 1円 |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株あたり 686円 |

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 50百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成23年ストック・オプション |
|-----------------------|----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の取締役12名、当行の執行役員 8名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数 | 普通株式 149,800株 |
| 付与日 | 平成23年 8月 1日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない |
| 権利行使期間 | 平成23年 8月 2日から平成53年 8月 1日まで |
| 権利行使価格 | 1株あたり 1円 |
| 付与日における公正な評価単価 | 1株あたり 678円 |

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 期首残高 | 198 | 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 12 | 百万円 |
| その他増減額(は減少) | 4 | 百万円 |
| 期末残高 | 214 | 百万円 |

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 期首残高 | 214 | 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 11 | 百万円 |
| その他増減額(は減少) | 2 | 百万円 |
| 当中間連結会計期間末残高 | 228 | 百万円 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については、重要性が乏しいことから、銀行業のみを報告セグメントとしております。

銀行業は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財務諸表計上額 |
|--------------------|-----------|--------|-----------|--------|-------------|
| | 銀行業 | | | | |
| 経常収益 | | | | | |
| 外部顧客に対する経常収益 | 61,866 | 4,281 | 66,148 | | 66,148 |
| セグメント間の内部経常収益 | 231 | 1,317 | 1,549 | 1,549 | |
| 計 | 62,098 | 5,599 | 67,697 | 1,549 | 66,148 |
| セグメント利益 | 20,420 | 1,150 | 21,571 | 7 | 21,563 |
| セグメント資産 | 7,135,759 | 34,626 | 7,170,386 | 23,790 | 7,146,595 |
| セグメント負債 | 6,715,338 | 24,913 | 6,740,252 | 23,607 | 6,716,644 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 2,334 | 61 | 2,395 | | 2,395 |
| 資金運用収益 | 49,640 | 231 | 49,872 | 99 | 49,773 |
| 資金調達費用 | 6,327 | 104 | 6,432 | 94 | 6,337 |
| 税金費用 | 8,171 | 477 | 8,649 | 1 | 8,647 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 3,853 | 29 | 3,882 | | 3,882 |

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業、リース業、クレジットカード業等を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 23,790百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額 23,607百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 資金運用収益の調整額 99百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5) 資金調達費用の調整額 94百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 税金費用の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については、重要性が乏しいことから、銀行業のみを報告セグメントとしております。

銀行業は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | その他 | 合計 | 調整額 | 中間連結財務諸表計上額 |
|--------------------|-----------|--------|-----------|--------|-------------|
| | 銀行業 | | | | |
| 経常収益 | | | | | |
| 外部顧客に対する経常収益 | 56,873 | 4,046 | 60,920 | | 60,920 |
| セグメント間の内部経常収益 | 202 | 1,308 | 1,511 | 1,511 | |
| 計 | 57,076 | 5,355 | 62,432 | 1,511 | 60,920 |
| セグメント利益 | 16,607 | 1,634 | 18,241 | 11 | 18,230 |
| セグメント資産 | 7,253,313 | 35,489 | 7,288,803 | 22,739 | 7,266,063 |
| セグメント負債 | 6,872,790 | 24,293 | 6,897,084 | 22,552 | 6,874,532 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 2,426 | 64 | 2,490 | | 2,490 |
| 資金運用収益 | 45,227 | 183 | 45,410 | 65 | 45,345 |
| 資金調達費用 | 5,077 | 73 | 5,150 | 61 | 5,089 |
| 税金費用 | 6,115 | 679 | 6,795 | 2 | 6,792 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 3,019 | 275 | 3,294 | | 3,294 |

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業、リース業、クレジットカード業等を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 11百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額 22,739百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額 22,552百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 資金運用収益の調整額 65百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5) 資金調達費用の調整額 61百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 税金費用の調整額 2百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券投資業務 | その他 | 合計 |
|--------------|--------|----------|--------|--------|
| 外部顧客に対する経常収益 | 32,109 | 20,948 | 13,089 | 66,148 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 貸出業務 | 有価証券投資業務 | その他 | 合計 |
|--------------|--------|----------|--------|--------|
| 外部顧客に対する経常収益 | 30,346 | 17,316 | 13,257 | 60,920 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | その他 | 合計 |
|------|---------|-----|----|
| | 銀行業 | | |
| 減損損失 | 47 | | 47 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| | | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) |
|-----------|---|-------------------------|---------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 1,163.07 | 1,011.76 |

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

| | | 前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|---|-----|--|--|
| (1) 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 31.69 | 27.40 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 中間純利益 | 百万円 | 11,978 | 10,354 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | | |
| 普通株式に係る中間純利益 | 百万円 | 11,978 | 10,354 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 千株 | 377,896 | 377,871 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 | 円 | 29.63 | 25.61 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 中間純利益調整額 | 百万円 | 2 | 2 |
| うち事務手数料等 (税額相当額控除後) | 百万円 | 2 | 2 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 26,395 | 26,517 |
| うち新株予約権付社債 | 千株 | 26,159 | 26,159 |
| うち新株予約権 | 千株 | 236 | 358 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年9月30日) |
|--------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | 277,343 | 287,709 |
| コールローン | 202,666 | 155,113 |
| 買現先勘定 | 7 2,099 | 7 2,399 |
| 買入金銭債権 | 5,246 | 4,007 |
| 商品有価証券 | 298 | 223 |
| 金銭の信託 | 1,965 | 1,938 |
| 有価証券 | 1, 7, 14 2,761,760 | 1, 7, 14 2,741,699 |
| 貸出金 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 3,942,082 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 3,980,888 |
| 外国為替 | 6 2,576 | 6 2,067 |
| その他資産 | 7 29,414 | 7 24,701 |
| 有形固定資産 | 9, 10 75,601 | 9, 10 76,221 |
| 無形固定資産 | 2,329 | 2,163 |
| 支払承諾見返 | 11,942 | 13,727 |
| 貸倒引当金 | 40,778 | 39,546 |
| 資産の部合計 | 7,274,549 | 7,253,313 |
| 負債の部 | | |
| 預金 | 7 5,882,282 | 7 5,888,434 |
| 譲渡性預金 | 630,240 | 685,845 |
| コールマネー | 13,387 | 10,513 |
| 売現先勘定 | 7 2,099 | 7 2,399 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 7 37,481 | 7 38,217 |
| 借入金 | 7, 11 77,905 | 7, 11 77,447 |
| 外国為替 | 213 | 185 |
| 社債 | 12 15,000 | 12 15,000 |
| 新株予約権付社債 | 13 29,953 | 13 29,953 |
| その他負債 | 54,829 | 72,748 |
| 未払法人税等 | 4,281 | 5,045 |
| リース債務 | 205 | 227 |
| 資産除去債務 | 214 | 228 |
| その他の負債 | 50,127 | 67,248 |
| 退職給付引当金 | 22,901 | 23,298 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 221 | 221 |
| 偶発損失引当金 | 997 | 971 |
| 繰延税金負債 | 57,059 | 13,471 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 9 307 | 9 355 |
| 支払承諾 | 11,942 | 13,727 |
| 負債の部合計 | 6,836,823 | 6,872,790 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年9月30日) |
|---------------------|-----------------------|-------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 42,103 | 42,103 |
| 資本剰余金 | 30,301 | 30,301 |
| 資本準備金 | 30,301 | 30,301 |
| 利益剰余金 | 235,270 | 243,604 |
| 利益準備金 | 17,456 | 17,456 |
| その他利益剰余金 | 217,814 | 226,147 |
| 別途積立金 | 197,375 | 211,375 |
| 繰越利益剰余金 | 20,439 | 14,772 |
| 自己株式 | 1,225 | 1,235 |
| 株主資本合計 | 306,450 | 314,774 |
| その他有価証券評価差額金 | 131,535 | 66,483 |
| 繰延ヘッジ損益 | 935 | 1,529 |
| 土地再評価差額金 | 9,448 | 9,518 |
| 評価・換算差額等合計 | 131,048 | 65,473 |
| 新株予約権 | 227 | 275 |
| 純資産の部合計 | 437,726 | 380,523 |
| 負債及び純資産の部合計 | 7,274,549 | 7,253,313 |

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---------------|---|---|
| 経常収益 | 62,098 | 57,076 |
| 資金運用収益 | 49,640 | 45,227 |
| (うち貸出金利息) | 31,849 | 30,091 |
| (うち有価証券利息配当金) | 17,142 | 14,530 |
| 役務取引等収益 | 6,716 | 6,714 |
| その他業務収益 | 4,382 | 3,279 |
| その他経常収益 | 1,358 | 1,855 |
| 経常費用 | 41,677 | 40,469 |
| 資金調達費用 | 6,327 | 5,077 |
| (うち預金利息) | 4,355 | 3,138 |
| 役務取引等費用 | 3,281 | 3,389 |
| その他業務費用 | 465 | 974 |
| 営業経費 | ¹ 27,858 | ¹ 28,629 |
| その他経常費用 | ² 3,744 | ² 2,398 |
| 経常利益 | 20,420 | 16,607 |
| 特別利益 | 1 | - |
| 特別損失 | 329 | 198 |
| 税引前中間純利益 | 20,092 | 16,409 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,841 | 5,178 |
| 法人税等調整額 | 1,330 | 937 |
| 法人税等合計 | 8,171 | 6,115 |
| 中間純利益 | 11,921 | 10,293 |

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|-------------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 42,103 | 42,103 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - |
| 当中間期末残高 | 42,103 | 42,103 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 30,301 | 30,301 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - |
| 当中間期末残高 | 30,301 | 30,301 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 30,301 | 30,301 |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の処分 | 0 | - |
| 当中間期変動額合計 | 0 | - |
| 当中間期末残高 | 30,301 | 30,301 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 17,456 | 17,456 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - |
| 当中間期末残高 | 17,456 | 17,456 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 185,875 | 197,375 |
| 当中間期変動額 | | |
| 別途積立金の積立 | 11,500 | 14,000 |
| 当中間期変動額合計 | 11,500 | 14,000 |
| 当中間期末残高 | 197,375 | 211,375 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 17,418 | 20,439 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 別途積立金の積立 | 11,500 | 14,000 |
| 中間純利益 | 11,921 | 10,293 |
| 自己株式の処分 | 1 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | 1,469 | 5,666 |
| 当中間期末残高 | 15,949 | 14,772 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---------------------------|---|---|
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 220,749 | 235,270 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 別途積立金の積立 | - | - |
| 中間純利益 | 11,921 | 10,293 |
| 自己株式の処分 | 1 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | 10,030 | 8,333 |
| 当中間期末残高 | 230,780 | 243,604 |
| 自己株式 | | |
| 当期首残高 | 1,222 | 1,225 |
| 当中間期変動額 | | |
| 自己株式の取得 | 5 | 11 |
| 自己株式の処分 | 21 | 2 |
| 当中間期変動額合計 | 16 | 9 |
| 当中間期末残高 | 1,205 | 1,235 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 291,933 | 306,450 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 中間純利益 | 11,921 | 10,293 |
| 自己株式の取得 | 5 | 11 |
| 自己株式の処分 | 20 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | 10,046 | 8,324 |
| 当中間期末残高 | 301,980 | 314,774 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 185,184 | 131,535 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 65,993 | 65,052 |
| 当中間期変動額合計 | 65,993 | 65,052 |
| 当中間期末残高 | 119,191 | 66,483 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 969 | 935 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 434 | 593 |
| 当中間期変動額合計 | 434 | 593 |
| 当中間期末残高 | 1,404 | 1,529 |

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---------------------------|---|---|
| 土地再評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 476 | 448 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | - | 69 |
| 当中間期変動額合計 | - | 69 |
| 当中間期末残高 | 476 | 518 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 184,691 | 131,048 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) | 66,428 | 65,575 |
| 当中間期変動額合計 | 66,428 | 65,575 |
| 当中間期末残高 | 118,263 | 65,473 |
| 新株予約権 | | |
| 当期首残高 | 151 | 227 |
| 当中間期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 26 | 48 |
| 当中間期変動額合計 | 26 | 48 |
| 当中間期末残高 | 177 | 275 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 476,775 | 437,726 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 1,889 | 1,889 |
| 中間純利益 | 11,921 | 10,293 |
| 自己株式の取得 | 5 | 11 |
| 自己株式の処分 | 20 | 1 |
| 土地再評価差額金の取崩 | - | 69 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 66,401 | 65,527 |
| 当中間期変動額合計 | 56,354 | 57,203 |
| 当中間期末残高 | 420,420 | 380,523 |

【重要な会計方針】

| | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|-----------------------|---|
| 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法 | 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 |
| 2 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 |
| 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 |
| 4 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：5年～50年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 |
| 5 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 また、当中間会計期間より、貸出条件緩和債権等を有する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についても、キャッシュ・フロー見積法による引当を行っております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ3,125百万円減少しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 |

| | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|------------------------|--|
| | <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(3) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。</p> |
| 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |
| 7 リース取引の処理方法 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |
| 8 ヘッジ会計の方法 | <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> |
| 9 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。 |

【追加情報】

| | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|--|--|
| | <p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p> |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年9月30日) |
|---|---|
| <p>1 関係会社の株式及び出資額総額 672百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,620百万円、延滞債権額は138,546百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は35百万円であります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,516百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は156,719百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、33,987百万円あります。</p> | <p>1 関係会社の株式及び出資額総額 630百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,119百万円、延滞債権額は130,479百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は27百万円あります。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,023百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は152,649百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,045百万円あります。</p> |

| 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年9月30日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|-----------|-------|----------|-------------|-----------|-----|-----------|----|-----------|-------|----------|--|------|-----------|-------|----------|-----|-----------|-------------|-----------|----|-----------|-------|----------|
| <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">63,278百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,099百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">37,481百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">21,100百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">15,946百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,099百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券318,974百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,609百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,099,671百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,058,288百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> | 有価証券 | 63,278百万円 | 買現先勘定 | 2,099百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 37,481百万円 | 借入金 | 21,100百万円 | 預金 | 15,946百万円 | 売現先勘定 | 2,099百万円 | <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">85,426百万円</td> </tr> <tr> <td>買現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,399百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">借入金</td> <td style="text-align: right;">42,180百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">38,217百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">11,589百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">2,399百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券322,467百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は1,560百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,111,524百万円あります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,073,590百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成14年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p> | 有価証券 | 85,426百万円 | 買現先勘定 | 2,399百万円 | 借入金 | 42,180百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 38,217百万円 | 預金 | 11,589百万円 | 売現先勘定 | 2,399百万円 |
| 有価証券 | 63,278百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 買現先勘定 | 2,099百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 37,481百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 21,100百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 15,946百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 2,099百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 85,426百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 買現先勘定 | 2,399百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 42,180百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 38,217百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 11,589百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 2,399百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年9月30日) |
|---|---|
| 10 有形固定資産の減価償却累計額 67,285百万円 | 10 有形固定資産の減価償却累計額 68,271百万円 |
| 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金56,500百万円が含まれております。 | 11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,000百万円が含まれております。 |
| 12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 | 12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 |
| 13 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。 | 13 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。 |
| 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は28,178百万円であります。 | 14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は25,035百万円であります。 |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|--|--|
| 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,792百万円 無形固定資産 513百万円 | 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,914百万円 無形固定資産 476百万円 |
| 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,243百万円及び株式等償却162百万円を含んでおります。 | 2 その他経常費用には、株式等償却857百万円及び貸倒引当金繰入額229百万円を含んでおります。 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間 末株式数 | 摘要 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1,315 | 7 | 23 | 1,299 | (注) |

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡であります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間 末株式数 | 摘要 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1,325 | 15 | 2 | 1,339 | (注) |

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として事務機器であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として事務機器であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|---------|
| 有形固定資産 | 274 | 217 | | 56 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 合計 | 274 | 217 | | 56 |

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

| | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 減損損失累計額相当額 | 中間会計期間末残高相当額 |
|--------|---------|------------|------------|--------------|
| 有形固定資産 | 209 | 176 | | 33 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 合計 | 209 | 176 | | 33 |

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年 3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年 9月30日) |
|-----|------------------------|--------------------------|
| 1年内 | 45 | 31 |
| 1年超 | 18 | 4 |
| 合計 | 63 | 36 |

リース資産減損勘定期末残高

前事業年度 (平成23年 3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 百万円

当中間会計期間 (平成23年 9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 百万円

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日) |
|---------------|---|---|
| 支払リース料 | 38 | 30 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | | |
| 減価償却費相当額 | 33 | 23 |
| 支払利息相当額 | 2 | 1 |
| 減損損失 | | |

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成23年 3月31日) | 当中間会計期間 (平成23年 9月30日) |
|-----|------------------------|--------------------------|
| 1年内 | 77 | 92 |
| 1年超 | 518 | 959 |
| 合計 | 595 | 1,051 |

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|-------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | | | |
| 関連会社株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|-------------------|
| 子会社株式 | 25 |
| 関連会社株式 | |
| 合計 | 25 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|--------|---------------------|---------|---------|
| 子会社株式 | | | |
| 関連会社株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|---------------------|
| 子会社株式 | 25 |
| 関連会社株式 | |
| 合計 | 25 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 期首残高 | 198 | 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 12 | 百万円 |
| その他増減額(は減少) | 4 | 百万円 |
| 期末残高 | 214 | 百万円 |

当中間会計期間(平成23年9月30日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 期首残高 | 214 | 百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 11 | 百万円 |
| その他増減額(は減少) | 2 | 百万円 |
| 当中間会計期間末残高 | 228 | 百万円 |

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

| | | 前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | 当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日) |
|---|-----|--|--|
| (1) 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 31.54 | 27.23 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 中間純利益 | 百万円 | 11,921 | 10,293 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | | |
| 普通株式に係る中間純利益 | 百万円 | 11,921 | 10,293 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 千株 | 377,896 | 377,871 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 | 円 | 29.49 | 25.46 |
| (算定上の基礎) | | | |
| 中間純利益調整額 | 百万円 | 2 | 2 |
| うち事務手数料等 (税額相当額控除後) | 百万円 | 2 | 2 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 26,395 | 26,517 |
| うち新株予約権付社債 | 千株 | 26,159 | 26,159 |
| うち新株予約権 | 千株 | 236 | 358 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第109期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,267百万円

1株当たりの中間配当金 6.00円

(注) 1株当たりの中間配当金のうち、1円は創立70周年記念配当であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一 浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 洋 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 圭 介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社京都銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 橋 一 浩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 林 洋 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 口 圭 介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。